

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	棕本 裕子
【住所又は本店所在地】	大阪市住吉区清水丘3丁目10番16号
【報告義務発生日】	-
【提出日】	平成21年5月1日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	-
【提出形態】	-
【変更報告書提出事由】	-

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社グルメ杵屋
証券コード	9850
上場・店頭の種類	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所及び大阪証券取引所

第2【提出者に関する事項】

個人・法人の種類	個人
氏名又は名称	椋本 裕子
住所又は本店所在地	大阪市住吉区清水丘3丁目10番16号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

第3【訂正事項】

1. 訂正される報告書の義務発生日
平成21年4月22日

2. 訂正内容

平成21年4月30日に提出した訂正報告書（大量保有）（S0002ZYU）を次のとおり訂正いたします。

訂正前

第3 訂正事項

訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年4月30日
訂正内容	平成21年4月30日に提出した変更報告書（大量保有）（S0002ZTY）を取り下げます。

訂正後

第3 訂正事項

訂正される報告書の報告義務発生日	平成21年4月22日
訂正内容	平成21年4月30日に椋本裕子の名義で提出された変更報告書（大量保有）（S0002ZTY）は、本来椋本充土の名義で提出されるべきものでありましたが、椋本充土がEDINETで提出手続きを行う際に誤って椋本裕子のEDINETコードを使用したため椋本裕子名義で提出されてしまいました。よって上記の変更報告書（大量保有）（S0002ZTY）を取り下げます。